●用途制限の概要

建築物の用途 ○:建築できる、×:建築できない、▲①②:備考参照			①県道飯岡一宮線東浪見地区	②県道飯岡一宮線一宮地区	③国道128号沿道地区	備考
住宅	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	
	兼用住宅で、非住居部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	
店舗等	床面積が、　150㎡以下のもの		○	○	○	▲サーフィン関係、日用品販売店舗、食堂、喫茶店、理髪店、建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下
	床面積が、　150㎡を超え　500㎡以下のもの		▲	○	○	
	床面積が、　500㎡を超え　1,500㎡以下のもの		×	○	○	
	床面積が、　1,500㎡を超え　3,000㎡以下のもの		×	○	○	
	床面積が、　3,000㎡を超え10,000㎡以下のもの		×	×	×	
	床面積が、10,000㎡を超えるもの		×	×	×	
事務所等	床面積が、　150㎡以下のもの		○	○	○	
	床面積が、　150㎡を超え　500㎡以下のもの		×	○	○	
	床面積が、　500㎡を超え　1,500㎡以下のもの		×	○	○	
	床面積が、1,500㎡を超え　3,000㎡以下のもの		×	▲	▲	2階以下
	床面積が、3,000㎡を超えるもの		×	×	×	
ホテル、旅館			▲	○	○	▲400㎡以下
建築基準法別表第2（ち）項第3号			×	×	×	ラブホテルなど
遊戯施設	ボーリング場、水泳場、ゴルフ練習場		×	○	○	
	カラオケボックス等		×	▲	▲	▲400㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等		×	×	▲	▲800㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場		×	×	▲	▲200㎡未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等		×	×	×	
公共施設、学校、病院等	幼稚園、小・中・高等学校、		○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校		×	○	○	
	図書館等		○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		○	○	○	
	神社、寺院、教会等		○	○	○	
	病院		×	○	○	
	診療所、公衆浴場、保育所等		○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム		○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等		▲	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所		×	×	×	
工場、倉庫等	単独車庫（付属車庫を除く）		×	▲	○	▲300㎡以下、2階以下
	建築物附属自動車車庫		①	②	○	①600㎡以下1階以下　②2階以下
	倉庫業倉庫		×	▲	○	▲900㎡以下
	畜舎（15㎡を超えるもの）		×	▲	×	▲200㎡以下
	サーフィン関係、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋で作業場の床面積が400㎡以下		▲	○	○	▲2階以下
	危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場		×	▲	▲	▲50㎡以下
	危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場		×	×	×	
	危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場		×	×	×	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場		×	×	×	
	自動車修理工場		×	①	②	①500㎡以下 ②200㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	○	○	
		量が少ない施設	×	×	×	
		量がやや多い施設	×	×	×	
		量が多い施設	×	×	×	
ほか	産業廃棄物処理施設		×	×	×	
	ガソリンスタンド		×	○	○	

＊なお、本表は建築基準法別表第2（サーフィン関係を除く）を基に概要を作成したものであり、全ての制限について掲載したものではありません。